

## 鹿沼市告示第257号

鹿沼市新庁舎整備基本設計業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおり告示する。

平成29年10月 2日

鹿沼市長 佐藤 信

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

鹿沼市新庁舎整備基本設計業務委託

#### (2) 業務内容

基本設計（建築設備、外構、既存庁舎等解体を含む）、各種調査（地質・地歴、敷地測量、アスベスト）及び市民会議等への同席・資料作成・運営支援

#### (3) 履行期限

契約締結日から平成30年9月30日まで（約8カ月間）とする。

### 2 参加資格

#### (1) 次の要件をすべて満たす企業とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をうけている者。
- ウ 平成29年度鹿沼市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ建築設計コンサルタントに登録されていること。
- エ 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- オ 過去20年以内に、単体で延べ床面積3,000㎡以上の庁舎の新築工事に係る建築設計業務の元請実績があること。

### 3 技術提案書提出要請者を選定するための評価基準

- (1) 技術者数及び有資格者数から判断される組織力
- (2) 事務所の業務実績
- (3) 配置予定の技術者の資格、経験年数、業務実績

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

#### (1) 業務実施方針及び手法

業務への取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項（ただし特定のテーマに対する内容を除く）等について、的確性・独創性・実現性等を総合的に評価する。

#### (2) 特定のテーマに対する提案

提案の的確性・独創性・実現性等を総合的に評価する。

- (3) 取組意欲、業務の理解度  
ヒアリング内容を踏まえ総合的に評価する。

## 5 手続等

### (1) 担当部局

提出先及びこの公告全般に関すること  
〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1  
鹿沼市 財務部 庁舎整備推進室  
TEL 0289(63)2481 FAX 0289(63)2224

### (2) プロポーザル参加表明にかかる関係資料の配布期間及び場所

- ア 交付方法 : 下記交付場所において直接交付する。  
また、鹿沼市財務部庁舎整備推進室ホームページからの入手を可能とする。
- イ 交付期間 : 平成29年10月2日(月)から10月24日(火)  
土曜日・日曜日及び祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで。
- ウ 交付場所 : 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1  
鹿沼市 財務部 庁舎整備推進室  
TEL 0289(63)2481 FAX 0289(63)2224

### (3) 参加表明書の提出期限及び方法

- ・平成29年10月24日(火)午後5時まで。
- ・提出場所は上記5(2)に同じとし、持参による。

### (4) 技術提案書提出要請者の決定及び通知(第一次審査)

- ア 市長は、参加資格を認めた者のうちから、鹿沼市新庁舎整備基本設計者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の選考を経て、技術提案書の提出を要請する者を決定する。
- イ 市長は、アの決定を受けた者に対し、技術提案書の提出を要請するものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。

### (6) 技術提案書の提出期限及び方法及び通知(第二次審査)

- ・平成29年12月22日(金)午後5時まで。
- ・提出場所は上記5(2)に同じとし、持参による。

- (7) 第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者については、第二次審査において審査委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最も適した設計者を特定する。ヒアリングの詳細は、別途通知する。

## 6 その他

### (1) 業務委託契約書

業務委託契約書の作成を要する。

- (2) 詳細は「鹿沼市新庁舎整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領」による。

- (3) 実施設計については、基本設計者へ随意契約とする。